

アメリカ政権の脅威認識と核抑止政策

—核兵器廃絶のカギ・アメリカの変化の可能性を探る—

浅井 基文
(広島平和研究所所長)

(はじめに)

問題意識：人類は核兵器と共存できるか

私たち核兵器廃絶を真剣に目指すものにとっての中心的な課題は、主としてアメリカを中心とする核兵器廃絶に抵抗する様々な主張・政策（その中心に座るのがいわゆる核抑止論であることは改めていうまでもない）を理論的、政策的、倫理的さらには法的に突き崩す、現実的、強力かつ普遍的な説得力を持つ核兵器廃絶の主張及び政策を構築することではない。

私たちはともすれば、例えば2010年の核拡散防止条約（NPT）再検討会議が如何なる成果を上げるか、というような目先の議論に目が奪われがちである。しかし、1995年、2000年及び2005年のNPT再検討会議の結果を顧みるとき、その成否はその時々アメリカの政権の核政策によって大きく左右されたことを確認することはむずかしいことではない。そういう観点からするとき、2010年のNPT再検討会議の成否に関しても、オバマ政権の核政策の内容を正しく踏まえることにより、私たちはいたずらに一喜一憂することなく、冷静な評価を行うことが可能となるだろう。

もちろん改めて言うまでもなく、オバマ政権の核政策を正確に見極めるためには、2010年早期に発表されることになっている「4年ごとの国防戦略見直し」（QDR）及び、前例に鑑みて公表される可能性が低い「核戦略見直し」（NPR）の内容を待たなければならない。本稿は、そういう意味において本質的に暫定的な性格を免れない。オバマ政権下のQDR及びNPRが検討可能な状況になったときには、より正確な分析及び評価を行うこととしたい。

そういう制約を大前提として踏まえた上で、以下においてはまず、アメリカの核政策を正当化する理論的・政策的根拠であり続けてきた核抑止論の成り立ち、米ソ冷戦を背景として展開された核抑止論の「到達点」と克服しようのないジレンマなどについて、ごく簡単に確認作業を行う。

次に、米ソ冷戦が終わってからの20世紀最後の10年

間弱（正確には1993年からの8年間）と21世紀の最初の10年間弱（正確には2008年までの8年間）の間、具体的にはクリントン及びブッシュ両政権の下で、アメリカの軍事的脅威に関する認識に如何なる動きがあったか、核兵器をめぐるどのような新しい状況が現れたか、また、その新しい動き・状況に対応してアメリカ政府の核抑止政策にはどのような特徴的要素が現れたのか、という問題について、両政権の公式文献を検討することで論点を整理する。

その上で、オバマ政権の下における脅威認識及び核抑止政策に関する検討を加える。もちろん、オバマ政権における核政策は今なお作成途中であり、ここでは参考にし得る文献に基づいてこれまでに示されてきた政策内容（提言を含む。）を整理することが作業の中心となる。

確かにオバマ大統領は、2009年10月9日にノーベル平和賞受賞決定に際して短いコメントを発表し、核問題にも簡単に言及した。11月13日の訪日に際しては、鳩山首相と首脳会談を行い、日米首脳共同記者会見で核政策に関する発言を行った。更に12月11日のノーベル平和賞受賞演説においても、「悪」に対する戦争の正当性を強調する異例の演説の中で核問題にも簡単に言及した。しかし、これらの核問題に関する言及内容に特別の新味があるわけではなく、オバマ政権の核政策の全容については、既述のとおり、QDRの発表、NPRの決定を待たなければならないことには変わりがないことを付言しておきたいと思う。

1. 冷戦時代のアメリカの核抑止理論とその根本的矛盾

よく知られているように、第二次世界大戦期におけるアメリカによるマンハッタン計画に基づく原子爆弾の開発は、当初はドイツによる原爆開発の可能性に対抗してアメリカの国家プロジェクトとして推進されたものであった。しかし、開発が進む中で1944年9月18日に開催されたルーズベルト米大統領とチャーチル英首相とのハイドパーク会談においては、開発される原

爆の使用は、ドイツに対してではなく、日本に対して行われることが会談の覚え書きに記され、原爆開発は対日攻撃を目的として進められた。

それはともかく、アメリカは、かなり早い時期から、アメリカによる核兵器の独占が早晩崩れること、ソ連が原爆開発に遅からず成功することを予見していた⁽²⁾。実際、1945年7月16日にアメリカが最初の原爆実験に成功してからわずか3年後の1948年8月29日にソ連は原爆実験を行った（水素爆弾については、アメリカが1952年10月31日に第1回の実験を行ったのに対し、ソ連は翌年8月12日に成功）。

こうして、東西冷戦の激化を背景として米ソ間の核軍拡競争がエスカレートすることになり、それとともに余りにも巨大な殺傷破壊力を持ち、そして人体に計り知れない被害を及ぼす放射線をまき散らす核兵器による戦争（勝者のあり得ない核戦争）をアメリカの戦略の中で「合理的」に位置づけるための理論武装の努力が精力的に行われることになった。それは、直接的には1954年にダレスが打ち出した大量報復戦略⁽⁴⁾が人類の残存可能性をまったく考慮に入れていなかったことが生み出した衝撃の反動であったとも言えるだろう。

核抑止戦略の歴史的な展開を考察したL.フリードマンが指摘しているように、思想的には、核兵器の登場に先立ってリデル・ハートの古典的な「限定戦争 (limited war)」の考え方が提唱され、その主張は、原爆の登場によって、無限定戦争が起こった場合の最悪の結果に関する人類滅亡の破局的事態を確認することにより、いっそう説得力を高めることとなった。フリードマンは、ハートの次の言葉を引用している。

「双方が核の実力を保有するとき、「全面戦争」は無意味となる。…全面戦争では、…勝利は結果に対する考慮なく追求される。核の実力によって行われる無限定の戦争は、…双方にとって自殺的である⁽⁶⁾。」

こうして、核兵器の登場を前にして、人類の意味ある存続を可能にすることを少なくとも理論的に担保しようとする核戦争防止あるいは限定核戦争の可能性を模索する努力の中で生み出されたのがいわゆる「核抑止」の考え方である。その中の代表的な理論としては、1962年6月16日にロバート・マクナマラがミシガン大学の演説で明らかにした確証破壊戦略あるいはその修正形態として1974年1月17日の国家安全保障決定覚え書き第242号で確定したジェームズ・シュレジンジャーの柔軟反応戦略⁽⁸⁾をあげることができる。

これらの核戦略理論に通底する抑止の要諦は、「アメリカが自国または同盟国に対する核攻撃を抑止するた

めには、現実のかつ信頼できる、相手を確実に破壊する能力を保有しなければならない⁽⁹⁾」ということである。つまり、抑止の考え方が相手側に対して有効に働くための大前提は、必要とあれば核攻撃を行うことによって相手側に到底受け入れられない（つまり、相手国の意味ある存続を不可能にする）だけの壊滅的な被害を与える決意と核戦力を有することを相手側に対して誤解ない形で確信せしめることである。ということは、抑止が働かない（相手側がこちら側の核戦争を、戦う決意と能力を真剣に受け止めない）場合は核戦争を回避することはできない。すなわち、いかなる装いを取る核抑止理論においても、そのすべてに共通する最大のジレンマは、人類の意味ある存続を不可能にする想像を絶する被害を招来する事態を防ぐためには核戦争を起こしてはならないという認識に立脚せざるを得ないのだが、しかし核戦争を起こさせない（抑止する）唯一の根拠は「いざというときは人類絶滅に直結する核戦争を行う決意と核戦力がある⁽¹⁰⁾」という点にこそある。

マクナマラもシュレジンジャーも、核戦争がいきなり人類絶滅を招致する全面的かつ最終的なものにならないようにするための限定核戦争の可能性を模索した。マクナマラが確証破壊の理論において当初考えたのは、「可能である限り、あり得べき核戦争における基本的軍事戦略は、通常兵器による軍事作戦がそうであったのと同じように取り組むべきである。つまり、同盟に対する大がかりな攻撃に起因する核戦争においても、主要な軍事（攻撃の）対象は敵の民間人ではなく、軍事力の破壊であるべきである⁽¹⁰⁾」ということであった。

また、シュレジンジャーも、その柔軟反応戦略が、ソ連がアメリカに対抗するために戦略的核兵器のみならず戦術的核兵力をも構築するにいたったという、1960年代（確証破壊戦略採用時）との変化が生じた状況における確証破壊戦略に対する修正であるとの認識を示した上で、「我々は、より選択的で、相手側に対して必ずしも大量破壊をもたらさない標的についての選択肢を持っているが、その目的は、相手側がアメリカ及び同盟国に対して大きな被害を引き起こすという意図を持つことを抑止する能力を維持すること⁽¹¹⁾だ」と述べた。

しかし、理論（机上の空論）的には軍事上の標的と民間人対象の標的とを区別することは可能であるとしても、正に広島と長崎の史実が示しているように、核兵器の広範にわたる熱線及び爆風による破壊力並びに放射線の及ぶ範囲の広がりを考えれば、このような区別は実際には意味をなさないことは明らかである（ま

してや、今日の核兵器の威力は広島、長崎に投下された原爆とは比べものにならない。つまり、核抑止戦略が内包する上記の根本的なジレンマが解消されることはあり得ないと言わなければならない。いかなる装いを凝らした核抑止論（及びその亜種ともいふべき「限定核戦争論」）も、「人類は核兵器と共存できない」というヒロシマ・ナガサキの思想を根底から揺るがすことはできないのである。

2. 核兵器をめぐる新しい状況と

アメリカの核政策の動き

—クリントン政権と

ブッシュ政権の脅威認識と核抑止政策—

それでは、米ソ冷戦が終わってからの1993年から2008年まで、20世紀最後の10年間弱と21世紀の最初の10年間弱の間に、核兵器にかかわってどのような新しい状況が現れたか。そして、その新しい状況に対して、アメリカ政府の核政策はどのように対応してきたか。また、今後の方向性はどのようなものになると見られるか。

本稿においては、クリントン政権及びブッシュ政権時のホワイトハウスが発表した4つの「国家安全保障戦略（NSS）」報告（以下それぞれ「1995年NSS」、「1998年NSS」、「2002年NSS」、「2006年NSS」）、国防省が発表した三つの「4年毎の国防見直し報告（QDR）」（以下それぞれ「1997年QDR」、「2001年QDR」、「2006年QDR」）に基づいて整理する。もちろん、両政権の核抑止政策を考える上では、1994年及び2001年に作成された「核態勢報告（NPR）」（以下それぞれ「1994年NPR」、「2001年NPR」）の存在を無視することはできない。両文献は全文が公表されていないが、1994年NPRについては翌年の年次国防報告に簡潔な紹介があり、2001年NPRについては、2002年1月8日付でラムズフェルド国防長官の序文が公表されたほか、その抜粋が米民間研究機関のグローバル・セキュリティのウェブサイトを通じて紹介されているので、それらに基づいて検討対象に加える。

（1）クリントン政権の脅威認識と核抑止政策

（イ）クリントン政権の脅威認識

米ソ冷戦終結がアメリカの核抑止戦略を含む安全保障戦略のあり方に根本的再考を迫るものであるという認識がクリントン政権において明確に認識されていたことは、1995年NSS導入冒頭の「新しい時代が訪れている。冷戦は終結した。ソ連帝国の崩壊は、アメリカ

及び同盟国の直面する安全保障環境を劇的に変質させた。」とする記述からも明らかに読み取ることができる。しかし、それに先立つ序文の次の文章は、クリントン政権が相変わらず何らかの脅威を前提にしなければ収まらない伝統的な権力政治的思考に縛られたままであったことを如実に示すものだった。

「今日我々が向き合っている危機はより多様である。民族紛争が広がり、世界各地でならず者国家が地域的安定に対する深刻な危険を及ぼしている。大量破壊兵器の拡散はわが安全保障に対して主要な挑戦となっている。」

注目すべきことは、クリントン政権の1995年NSSの段階で、早くも新たな脅威として「ならず者国家」（rogue states）及び「大量破壊兵器（WMD）」という表現が現れていることだ。つまり、この二つの脅威概念はブッシュ政権になると乱発されることになるのだが、概念としてはブッシュ政権の創造物ではないということである。

それはともかく、ここからは米ソ冷戦の終結を転機として、権力政治的発想に基づく国際情勢認識の根本的再検討がアメリカに求められているという、歴史的潮流を踏まえた問題認識は見事なまでに欠落している。そしてそこから、「冷戦は終わったとはいえ、わが国は多様な脅威を抑止するのに十分な軍事力を維持しなければならないし、必要なときは敵と戦い、これらに勝利しなければならない⁽¹²⁾」という権力政治の継続を当然視、前提視する断定が直線的、短絡的に導かれている。

後年アメリカの脅威認識で主要な位置を占めることになるテロリズムは、クリントン政権においてどのような扱いを受けていたのだろうか。まず、1995年NSSにおいては、「すべての安全保障上のリスクは、その性質上、直接的または軍事的というわけではない」として、テロリズムが麻薬取引、環境劣化、天然資源枯渇、急速な人口増大、難民流出と並列されているように、テロリズムについてはなお軍事的な意味での脅威と認識されるまでには至っていない。ただし1995年NSSには、「WMDを伴うテロリズムは、対抗しなければならない特別に危険な潜在的脅威である」という表現もあり、次第に脅威として重視されることになる「核テロリズム」概念の萌芽が既に現れている。

ところが1998年NSSになると、テロリズムは、「⁽¹³⁾地域的または国家中心の脅威」、「WMD」と並んで、「国境を跨ぐ脅威」として、明確に軍事的な意味を内包する脅威としての位置づけが与えられるにいたってい

る。また、「テロリストや他の犯罪者がWMDを使用する可能性は特別の関心事だ」とされ、WMDを手にするテロリストは、1995年NSSでは「潜在的脅威」にとどまっていたのが、今や「特別の関心事」とされるまでになっている。

その背景には、1998年8月にナイロビ及びダルエスサラームのアメリカ大使館が爆撃され、12人のアメリカ人及び約300人のケニア人とタンザニア人が命を奪われた事件が起こっており、オサマ・ビン・ラディンに所属する急進派の関与があったとの断定（アメリカは直ちに、「自衛権の行使」として、アフガニスタンのビン・ラディン関連の施設等に攻撃を行った）という事態の展開と、そうした国際的に活動するテロリストに対するアメリカにおける警戒感の増大があったことはもちろんである。⁽¹⁴⁾

(ロ) クリントン政権の核抑止政策

以上のように、脅威認識における変化への動きはあったものの、そのことが直ちに核抑止戦略の根本的見直しにつながるということにはならなかった。核抑止戦略に関しては、1995年NSSは、1994年NPRの主要な結論として次のように述べており、伝統的な核抑止概念がクリントン政権においても完全にスクラップされたわけではなく、脅威対象が不明確になったことに伴う曖昧さを残しながらも、基本的に維持されていることが確認できる。

「アメリカは、将来的に戦略的核戦力を手中にする敵対的な外国指導部がわが死活的利害に敵対して行動することを抑止し、核における優位を追求することが無益であることを納得させるのに十分な戦略的核戦力の三本柱を維持する。」⁽¹⁵⁾

1998年NSSの記述は、次のように更に詳しい叙述となっている。

「わが核抑止態勢は、1997年11月にクリントン大統領が署名した大統領決定指令（PDD）で再確認されたように、アメリカの軍事能力が侵略と強圧を抑止するために如何に効果的に使うことができるかを示すもっとも目に見えるかつ重要な例である。核兵器は、不確実な将来に対する保険として、同盟国に対する安全保障の誓約の保証として、核兵器を開発ないし取得しようとする国々を思いとどまらせるために役立つ。核兵器の使用に関する軍事計画は、長期にわたる核のやりとりを戦い勝利するためではなく、核戦争を抑止することに目的がある。我々は、引き続き先制攻撃をしのぎ、圧倒的に反撃するのに必要な核システム及びインフラの生き残り能力を重視する。」

ここであらかじめ注意を喚起しておきたいことがある。つまり、拡大核抑止の考え方は、上記の1998年NSSにも顔を出しているように、米ソ冷戦時代からアメリカの核抑止戦略において一貫して重要な地位を占めてきたということだ。

そもそも拡大核抑止という考え方は、圧倒的優位を持つ通常兵力で西欧諸国を侵攻する意思を有する（と考えられていた）ソ連に対して、アメリカが核兵器で報復する選択肢を示すことによってソ連の攻撃を思いとどまらせる、という意味合いにおいて発展したものである。⁽¹⁶⁾しかし、1998年NSSにおける「同盟国に対する安全保障の誓約の保証」という記述は、脅威認識における変化を反映して、「ならず者国家」からのWMDによる攻撃の可能性を抑止するためのものという意味づけの変化が既に起こっていることに留意する必要がある。

1998年NSSに先立つ1997年QDRにおいても、既にそういう変化した意味合いにおける拡大核抑止の考え方を確認させる、次の叙述があった。

「わが核態勢は、平時における侵略を抑止する能力に大きく貢献もしている。現在及び予見される安全保障環境におけるアメリカの核戦力の主要な役割は、アメリカ、その海外兵力及び同盟国・友好国に対する侵略を抑止することだ。国防態勢における核兵器の重要性は、冷戦終結以来低下してはいるが、核兵器は、WMDの拡散及び現存する核兵器国の将来的不確実性に対する保険として、また、同盟国に対する安全保障上の誓約を確認する手段として引き続き重要である。」

さらにさかのぼると、1994年NPRでは、核戦略の五つの基本命題の一つ（序列としては4番目）として、拡大核抑止の重要性が次のように記述されている。

「アメリカは単純な国家的核抑止態勢を取っているのではない。同盟国に対して核兵器による抑止の防護を拡大している。アメリカの核態勢の極めて積極的な特徴は、ある意味、国際的核態勢であるということだ。NPRは、北大西洋条約機構（NATO）及びアジアの同盟国に対する⁽¹⁸⁾変わらない誓約を強く支持する。」

後述するように、オバマ政権の核政策の形成に大きな影響力を及ぼすことが予想されるペリー報告は、拡大核抑止政策の重要性を最大限強調しているし、オバマ政権も日本に対する「核の傘」の再確認に躍起になっているが、日本に対する「核の傘」を含む拡大核抑止政策そのものは、アメリカの核政策における一貫した要素であることがクリントン政権（及び後述するようにブッシュ政権）のもとでも確認されていることを忘

れてはならない。

ただし、議論を若干先取りして述べておけば、クリントン政権及びブッシュ政権においては、「ならず者国家」の同盟国・友好国に対するWMDによる攻撃の可能性に対する拡大核抑止という考え方が正面に掲げられたのだが、ペリー報告においてはむしろ、「ならず者国家」によるWMDの「脅威」に対抗するために、日本をはじめとする同盟国・友好国が独自の核武装に走る（つまり核拡散を引き起こす）ことを防止するための政策手段として、拡大核抑止（「核の傘」）を提供するという点があからさまに強調されるという変化が起きることになる。

ちなみに、テロリストによる脅威に対して核抑止論が意味を持たないことについては、1998年NSSで、「テロリストや犯罪者の組織は、伝統的な抑止の脅威によっては抑止できないだろう」という叙述に見られるように、クリントン政権のもとでも明確に認識されている。ここでは、「彼らを抑止するためには、アメリカ及びその市民に対するいかなる攻撃も彼らの責任に帰せしめられ、国益を守り、正義が行われる（法が執行される）ことを確保するために、我々が効果的かつ決定的に対応することを彼らが確信せざるを得ないようにすることだ」という、比較的冷静な、犯罪としてのテロリズムという認識に基本的に立脚する見方が維持されていた。

（2）ブッシュ政権の脅威認識と核抑止政策

（イ）ブッシュ政権の脅威認識

ブッシュ政権のもとで発表された2001年QDRは、同年9月11日に起こったいわゆる同時多発テロ（以下「9.11」）直後の9月30日に発表された文献であり、「その内容はおおむねアメリカに対する2001年9月11日のテロ攻撃の前に完成していた⁽²⁰⁾」。したがって、ブッシュ政権の本格的な脅威認識及び核抑止政策は、2002年9月に発表された2002年NSS及び同年1月に作成された2002年NPRによって示されることになる。

2001年QDRにおいて確認されることは、ブッシュ政権が9.11によって如何に逆上し、その逆上が同政権のそれ以後の思考、政策を如何に重くゆがめることになるか、ということである。次の文章にブッシュ政権の9.11直後の精神状況が端的に浮き彫りにされている。

「アメリカに対する攻撃及び我々を襲った戦争は、我々の根本的な環境条件を際だたせている。どこでいつアメリカの利益が脅かされるか、いつアメリカは攻撃に見舞われるか、また、いつアメリカ人は攻撃によっ

て死ぬかということを正確に知ることができないし、知らないだろうということだ。」

改めていうまでもないことだが、テロリストの行為はあくまでも犯罪である。確かに前述したように、クリントン政権は、1998年のナイロビ及びダルエスサラームにおけるテロ事件に対して、「自衛権の行使」による軍事報復としてアフガニスタンのビン・ラディンの施設を攻撃するという手段に訴えた。しかし、クリントン政権の1998年NSSはなお、テロリズムに対する基本的対応は司法的な手段によるべきことを認識する冷静さがあったことも前述したとおりである。

ところが、逆上したブッシュ政権は、2002年NSSにおいては、犯罪として扱うべきテロリズムを軍事的な脅威と決めつけた。脅威と決めつけたブッシュ政権は、アメリカの軍事力を総動員した国を挙げての対テロ戦争への道を突っ走っていくことになってしまった。テロリズムをアメリカに対する最大の脅威とする思い込みは、2002年NSSの次の文章に端的に表明されている。

「アメリカ合衆国は、世界的に活動するテロリストに対する戦争を戦っている。敵に対してわが国家を防衛することは連邦政府の第一義的かつ基本的な誓約である。今日その任務は劇的に変化した…。敵はテロリズムである。」「過去における敵は、アメリカを脅かすための巨大な軍隊と産業的能力を必要とした。今では、影の薄い個人のネットワークが戦車1台分以下のコストで我々に大きな混乱と被害をもたらすことができる。テロリストは、開かれた社会に侵入し、現代テクノロジーの威力を我々に向けるべく組織されている。…グローバルなテロリストに対する戦争はいつ終わるかもしれない世界的事業だ。」

ブッシュ政権において、9.11以後の主要な脅威としてテロリズムと並列されることが多かった「ならず者国家」に関して如何なる扱いがなされているかについても確認しておきたい。

2002年NSSにおいては、「新たな恐るべき挑戦」として「ならず者国家及びテロリスト」をあげ、1990年代から登場したとされる「ならず者国家」の主要な特性として次の諸点をあげている。

- 国際法を無視し、隣国を脅かし、自分が加盟している国際条約に平然と違反する
- 大量破壊兵器を手に入れようと決意している
- 地球上でテロリズムを後援している
- 基本的な人間の諸価値を拒否し、アメリカ及びアメリカによって立つすべてを憎悪している。

「国際法を無視し」、「国際条約に平然と違反する」の

が「ならず者国家」の第一番の特性であるとするならば、ブッシュ政権のアメリカこそが最大の「ならず者国家」のはずだ。しかし、逆上したブッシュ政権にはもはや自らを冷静に省みるゆとりはあり得なかった。

2003年の対イラク戦争開戦の最大の正当化理由はイラクによる大量破壊兵器開発の証拠があるということだったが、それがまったく根拠を欠いていたことはその後明らかにされた。テロリズムに対する後援という点でも、イラクについては根拠が薄弱であることは既によく知られている。価値観及びアメリカに対する憎悪という点にいたっては、そもそもブッシュ政権の主観的決めつけ以外の何ものでもない。こうしたことは、その後のイラク戦争の過程・経緯の中で公知になったことなので、一々検証するまでもないだろう。要するに、「ならず者国家」とは、「9.11」に逆上したブッシュ政権が、クリントン政権から使い始められた脅威概念に勝手な意味づけを施した虚構に過ぎない。

我々としてしっかりと留意しておく必要があることは、イラクに関して「ならず者国家」という決めつけが明確に破綻したにもかかわらず、アメリカの思い通りになることを肯んじないイラン、朝鮮民主主義人民共和国（以下「朝鮮」）などの国々を相変わらず「ならず者国家」扱いすること（露骨なレッテル貼りは避けられるようにはなったが）が当然視される状況が、アメリカ国内を中心として、何らの反省も見直しもないまま今日まで続いていることの異常さである。⁽²¹⁾

ところで、ブッシュ政権も、テロリズム及び「ならず者国家」だけを限定して脅威とみなしていたわけではなく、アメリカと対立する国家を脅威として扱う伝統的発想も残っていた。この関連で興味深いのは、ロシアに関する位置づけの微妙な変化である。

すなわち、2001年QDR及び2002年NSSにおいては、ロシアをかなり楽観的に見ていた。2001年QDRにおいては、ロシアがアメリカの利害に反する政策目標を追求しているという指摘はあるものの、冷戦時代のアメリカの核抑止政策の根拠をなしていた「NATOに対する大規模な通常戦力による脅威はない」と明確に述べている。2002年NSS（ブッシュ大統領序文）にいたっては、「今日、国際社会は、17世紀に国民国家が登場して以来、大国が常に戦争の準備をするのではなく、平和的に競争するという世界を作る最善のチャンスに遭遇している。今日、世界の大国は、テロリストによる暴力と混乱という共通の危険に結ばれて同じ側にある。アメリカは世界の安全保障を推進するという共通の利益に立脚する」と述べ、その脈絡でロシアを肯定

的に位置づけている。

これに対して2006年QDRになると、「主要大国及び台頭する国々が行う選択によって、アメリカ、同盟国、友好国の将来的な戦略的立場及び行動の自由は影響を受けるだろう」とニュアンスが変化している。そしてロシアについては、「冷戦時のソ連と同じ規模または強度でアメリカや同盟国に対して軍事的脅威を及ぼすことはないだろう」としつつも、「ロシアにおける民主主義の腐食については懸念している」と述べ、プーチン政権のもとで大国として復活しつつあったロシアに対して再び警戒感を高めていることが窺われるのである（ロシア（及び中国）に対する警戒感は、ペリー報告においてはさらに増大し、伝統的核抑止戦略の再確認へとつながることになるが、この点は後述する）。

（ロ）ブッシュ政権の核抑止政策

このように主たる脅威を今やテロリズム及び「ならず者国家」と断定するにいたったブッシュ政権においては、伝統的な核抑止政策に重大な変更、修正が加えられることになる。その点を2002年NSSは、「冷戦時の脅威の性格は、アメリカが同盟国及び友好国とともに、敵の武力使用を抑止することを強調し、相互確証破壊という陰鬱な戦略を生み出すことを必要とした。ソ連の崩壊と冷戦の終結により、我々の安全保障環境は深甚な変質を経験した」と述べている。そして続いて、ソ連に変わる脅威とした「ならず者国家」及びテロリストに関し、「これらの新しい敵の性格及び動機、これまでは世界最強の国家のみが入手できた破壊力を入手しようとする決意、我々に大量破壊兵器を使用する可能性の増大により、安全保障環境はより複雑かつ危険になった」と述べる。

そして2002年NSSにおいては、そういう脅威に対しては、「過去におけるような受け身的に対応するという態勢のみに頼るわけにはいかない。…敵に最初に攻撃させるわけにはいかない」という認識が強調され、伝統的な核抑止論から逸脱する次のような、何ら事実に基づく裏付けのない独断的な主張が展開されるのである。しかもここではまず、明らかに主張の整合性が破綻するのが表面化するのを回避するために、テロリストへの言及は消え、もっぱら「ならず者国家」が標的とされる。

「冷戦時、特にキューバ・ミサイル危機以後は、我々は概して現状維持、危機回避的な敵と向き合っていた。抑止は有効な防衛だった。しかし、報復という脅威にのみ基づく抑止は、人民の生命及び自国の富を賭してリスクを取るにより積極的なならず者国家の指導

者に対してはより働きにくい。」

アメリカの圧倒的な核戦力による報復（つまり国家の壊滅）のリスクを冒して、一体如何なる国家の指導者がアメリカに対してなけなしのWMDによる軍事的攻撃を仕掛けるといえるのか。核兵器が存在しなかった1941年当時の日本軍国主義ならいざ知らず、アメリカへの無軌道な軍事的挑戦・挑発がアメリカによる決定的な核報復攻撃を招来し、すべてを無に帰せしめることは、広島、長崎という体験を客観的に共有する人類の常識にはかならない。しかし、9.11で逆上したブッシュ政権は、如何なる論拠も示さないまま、「ならず者国家」の指導者にはそうした常識が通用しないと決めつけるのである。

「冷戦においては、WMDは、それらを使用する当事者の破壊を危機にさらす最終手段の兵器と考えられていた。今日においては、敵は、WMDを選択的兵器と見なしている。ならず者国家にとり、これらの兵器は脅迫及び隣国に対する軍事侵略の手段である。…ならず者国家は、これらの兵器をアメリカの通常（兵力における）優位を克服する最善の手段とも見なしている。」

ここでも核戦争が人類破滅を導かずに済まないことをいったんは確認しながら、9.11に由来する憎悪のあまり、ブッシュ政権が「ならず者国家」に関して冷静な判断力を失っている（あるいは後述する先制攻撃論を導くために強引な論理を展開する）姿が浮き彫りになっている。テロリストに対しては伝統的な核抑止の考え方が働かないことは事実であるとしても、国家の指導者はテロリストとは決定的に異なる思考に基づいて行動することが、以上の叙述においては故意に無視されているとしか見られない。

「抑止の伝統的概念は、好き勝手な破壊及び無辜の民を標的にすることを公言するテロリストに対しては働かない。…テロを支援する国家とWMDを追い求める連中が重なることは、我々に行動を強いる。」

「ならず者国家」を標的にする主張の根拠薄弱性を意識したのか、最後になってテロリストと「ならず者国家」を強引に結び付けることによって、それに先だって展開した主張を正当化しようとしている。そして2002年NSSは、そこから、次のような論理（？）で、伝統的な核抑止戦略と乖離する先制攻撃論の主張へと結び付けるのである（2006年NSSも先制攻撃論を再確認する）。

「法学者及び国際的法律家は、先制（preemption）の正統性を…急迫した脅威の存在と条件づけるのが常だった。我々は、急迫した脅威という概念を今日の敵

の能力及び目的に適合させなければならない。ならず者国家とテロリストは、伝統的手段を使って我々を攻撃しようとはしない。…彼らはテロ行為、可能性としては…WMDの使用に頼っている。これらの攻撃の標的は、戦争法の主要規範の一つに対する直接違反である我が軍勢力及び民間人口である。…

アメリカは、国家安全保障に対する脅威に対して先制行動を取る選択肢を長らく取ってきた。脅威が大きければ大きいほど、行動しないことのリスクは大きくなり、例え敵の攻撃の時間及び場所について不確実性が残るとしても、防衛のための想定行動を取るケースがよりやむを得ないものとなる。敵による敵対行動の機先を制しあるいは防止するために、アメリカは、必要であれば、先制的に行動する。」

2002年NSSに先だって作成された2001年NPRは、2002年NSSとは強調点が異なり、それまでの三本柱からなる核抑止力という冷戦期の考え方をスクラップし、攻撃的打撃システム（核及び非核）、防衛（積極的及び受け身的）、再活性化防衛インフラの新三本柱（a New Triad）⁽²²⁾という構想を打ち出したことに主な特徴がある。それは、ラムズフェルドの言葉によれば、「冷戦期の脅威立脚型アプローチから能力立脚型アプローチへの移行」の具体化であった。ラムズフェルドは、これまでに述べたような2002年NSSの核戦略を下敷きにして、次のように新三本柱に基づく抑止力を正当化している。

「攻撃的核戦力にのみ依拠する戦略態勢は、21世紀にアメリカが直面する潜在的な敵を抑止するには不十分である。WMDで武装したテロリスト及びならず者国家は、同盟国及び友好国に対するアメリカの安全保障上の誓約をテストしようとする可能性がある。それに対抗するためには、我々は、アメリカの決意を友人及び敵の双方に確信させるための一連の能力を必要とする。」

この新三本柱の抑止戦略における核戦力の位置づけについては、2001年NPRに次の記述があることが紹介されている。断片的ではあるが、ブッシュ政権における核抑止戦略における変化を窺う材料として紹介する。

「核兵器は、アメリカ、同盟国及び友好国の防衛能力において決定的な役割を担う。核兵器は、WMD及び大規模な通常兵力を含む広範囲の脅威を抑止するための信頼性のある軍事的選択肢を提供する。…

（しかし）アメリカの核戦力だけでは、アメリカが備えるほとんどの事態には適応し得ない。（核、非核、防衛能力の）新三本柱が、今後数十年にわたってアメ

リカが直面する潜在的敵及び予期し得ない脅威などに対して必要である。…

アメリカの核戦力は、広範囲の標的にリスクを与える能力を必要としている。多様な事態において様々な敵に関連して有効な抑止戦略を支える上で、この能力には核戦力の役割がカギとなる。」

「(核戦力を含めた米軍事力自体が) アメリカの利益または同盟国及び友好国の利益を脅かす軍事計画・作戦を敵がとろうとすることを思いとどまらせる (ために使用される)」

以上の叙述から窺える一つのポイントは、ブッシュ政権における核抑止戦略は、脅威認識の変化を受けて重大な修正・変化が起きていること、しかし、クリントン政権以来の、ならず者国家のWMD攻撃の可能性に対して、同盟国に対して「核の傘」を提供する政策、すなわち拡大核抑止戦略の要素は引き続き重視されているということである。

2006年QDRは、2002年NSSの作戦的展開としての性格が前面に押し出されており、核抑止戦略そのものに関連する言及は、次の一節が目にとまる程度である。おそらく、その記述は、2001年NPRの要約的な性格を持つものと理解される。

「(国防)省は、抑止に関する「万能」(one size fits all) 的概念から、先進的な軍事的競争者、地域的なWMD国家、さらには非国家テロリスト網のいずれにも対応できるアプローチへのシフトを進めている。将来の戦力は、国家及び非国家の脅威(WMDの展開、物理的及び情報面でのテロリストの攻撃、偶発的侵略を含む)を抑止し、同時に同盟国に保証を与え、潜在的な競争者の意思をくじく全面的にバランスが取れた弾力的な能力を提供するだろう。2001年NPRで展開された新三本柱という優先順位に即して、戦力は、広範囲な通常打撃能力を含むとともに、アメリカの国力のカギであり続ける強固な核抑止力を維持する。」

3. オバマ政権の脅威認識と核抑止政策

以下においては、オバマ政権の脅威認識及び核抑止政策を含む核政策の性格及び方向性に関して、可能な範囲で考察する。考察するに当たっては、ブッシュ政権の核抑止政策に大きな批判的問題提起を行い、オバマ大統領自身も彼の考え方に影響を及ぼしたことを認めた⁽²³⁾、2007年1月及び2008年1月にヘンリー・キッシンジャー、ジョージ・シュルツ、ウィリアム・ペリー、サム・ナンというかつての錚々たる核抑止論者である4者がウォールストリート・ジャーナル

紙に発表した「核兵器のない世界」(A World Free of Nuclear Weapons)と題する共同執筆の文章、2008年1月15日にも同紙に掲載した「核のない世界を目ざして」(Toward a Nuclear-Free World)と題する共同執筆の文章(以下それぞれ「2007年WSJ」、「2008年WSJ」)、本年1月にオバマが大統領就任直後に発表した政策アジェンダ(以下「アジェンダ」)、4月5日の同大統領のブラハ演説を検討材料とする。

また、オバマ政権は今後、2010年の早い時期にQDRとNPRを作成することになっているが、それらに大きな影響を及ぼすと見られる2009年5月に公表された「アメリカの戦略態勢に関する議会委員会の最終報告」⁽²⁴⁾(2007年WSJ及び2008年WSJの共同執筆者の一人であり、クリントン政権で国防長官を務めたペリーが委員長。以下「ペリー報告」)を手がかりにして、オバマ政権のもとにおけるアメリカの核抑止政策の方向性についても若干の考察を加えたい。

(1) 2007年WSJ及び2008年WSJ

2007年WSJはまず、「核兵器は、抑止の手段として、冷戦中は国際安全保障を維持するのに不可欠だったが、冷戦の終了により、米ソ間の相互抑止ドクトリンは時代遅れになった」という認識を示す。確かにブッシュ政権の2002年NSSにおいても、「冷戦時の脅威の性格は…相互確証破壊という陰鬱な戦略を生み出すことを必要とした。ソ連の崩壊と冷戦の終結により、我々の安全保障環境は深甚な変質を経験した」(前出)という表現で伝統的な核抑止戦略がもはや通用しないという認識が暗示はされていた。しかし、2007年WSJは、「米ソ間の相互抑止ドクトリンは時代遅れ」と断定するまでになっている。

2007年WSJの主張の根本にある認識は、「もっとも警戒すべきは、非国家主体のテロリストが核兵器を手にする可能性が増大していること」である。つまり、アメリカが対処すべき最大の危険な要素はテロリスト⁽²⁵⁾であるという認識が根底にあることは間違いない。しかしテロリストの挑戦の本質は、「概念的に抑止戦略の枠外にあり、困難にして新しい安全保障上の挑戦となっている」ことにこそあるとされる。

アメリカにとってもう一つ重大な懸念を持たざるを得ない要素として、2007年WSJは、朝鮮やイランを念頭に置いて、アメリカが手をこまねいていると、「核兵器国が増え、新たな核時代に入ることを強いられることになる」ことを指摘している⁽²⁶⁾。彼らの認識によれば、新しく核兵器を手にする国々は、「冷戦期におけ

るように、核の偶発事故、誤診断または無許可の発射を予防するために（米ソによって）長年にわたって積み重ねられてきたセーフガード」という蓄積（利点）を持たないために、世界が50年の冷戦期において核戦争に見舞われなかったという幸運は保証されない、という危険な状況にあるとされるのである。この強調点からは、以下に見るように、核拡散防止を重視するという政策志向が導かれることになる。

2008年WSJの特徴は、核兵器廃絶を視野に収めた具体的提案を行ったことにある。大きく分類すると、世界の核弾頭の約95%を保有する米ロ両国が率先して行うべき措置と国際社会あげての取り組みとの二つである。その内容のいくつかは、オバマ政権によって受け継がれることになるが、ここでは省略する。

2007年WSJ及び2008年WSJの主張については、大きくいて三つのポイントを指摘することができる。

第一のポイントは、彼らが「核兵器廃絶」を唱える最大かつ直接的な動機は「テロリストの手に核兵器が渡らない」ようにする、ということである。つまり、日本国内ではほぼ異論のない核兵器の残虐性、反人道性、反国際法性を徹底的に認識した上での核兵器廃絶論ではないということだ。

彼らの発想に基づけば、テロリストに核兵器・核物質が渡らないようにするもっとも確実な保証は核兵器がない世界を実現することであって、それ故に「核兵器のない世界」を提唱しているのだ。したがって、テロリストに核兵器などが渡らないことを確保する国際的取り締まりの仕組みが完成しさえすれば、彼らにとっての核兵器廃絶の緊急性・必然性は失われることになる。

以上と関連する第二のポイントは、彼らが核抑止論の根本的否定の上に立った立論をしているわけではないということである。彼らは、米ソ冷戦時代において核抑止論は有効だったと明確に述べている。しかし、テロリストに対しては核抑止力が働かないがゆえに、その限りで核兵器は有効ではないという認識なのだ。

そこからは直ちに次の疑問が浮かぶ。テロリストを取り締まる有効な国際的仕組みが生まれた暁に、アメリカの伝統的な国際観（要すれば、アメリカに挑戦する国家の台頭を警戒せずにはすまない権力政治の発想）が健在であれば、台頭著しい中国、核兵器大国として大国的復活を目指すロシアとの間で、再び核抑止論の有効性が再確認される可能性は高いと考えるほかないだろう。この推察が的外れのものではないことはベリー報告によって明確に裏付けられることになる

が、その点は後述する。

したがって第三のポイントは、キッシンジャー等の主張と、広島及び長崎の体験を踏まえ、「人類は核兵器と共存できない」というヒロシマ・ナガサキの思想に立脚する我々の核兵器廃絶論との間には、「核兵器廃絶」という言葉以外の如何なる接点もないという厳然とした事実があるということである。

このことは、キッシンジャー等の主張がまったく無意味であるということではない。動機、アプローチ、目的が異なるにせよ、かつてのアメリカは「核兵器廃絶」を口にすること自体がほぼ考えられない状況が圧倒的主流であったことを考えれば、キッシンジャー等の主張の意味するところはそれなりに大きい。何よりも、彼らの主張を契機として米欧諸国において彼らの主張を支持し、補強する主張が相継いだことは、その後のオバマの核兵器廃絶問題に関する関心を深める上での土壌を醸成したことは間違いないであろう。

（2）アジェンダ

オバマ大統領は政権発足早々、そのホワイトハウスのウェブサイトにおいて、24項目に関する政策アジェンダを掲載した⁽²⁸⁾。その中で核政策に関する部分を摘記すれば、次のとおりである。就任時点においてオバマが何に優先順位を付しているかを見る上での判断材料として、以下の記述はサイトにおける掲載順序に従っている。

○基本認識：「アメリカの人々に対するもっとも深刻な危険は、テロリストによる核兵器での攻撃の脅威と危険な政権に核兵器が拡散することである。」⁽²⁹⁾

○管理の甘い核物質をテロリストから守る：「オバマとバイデン（副大統領）は、4年以内に世界のすべての管理の甘い核物質を安全にする。両者は、現存する核物質の備蓄を安全にするとともに、新たな核兵器原料の生産に関する検証可能な世界的禁止について交渉する。このことにより、テロリストが管理の甘い核物質を盗みまたは購入することを許さないようにする。」

○NPTの強化：「オバマとバイデンは、ルールを破る北朝鮮、イランなどの国々が自動的に強力な国際的制裁に直面するよう、NPTを強化することによって核拡散を厳しく取り締まる。」

○核のない世界への前進：「オバマとバイデンは、核兵器のない世界というゴールを設定し、それを推進する。両者は、核兵器が存在する限り強力な抑止力を維持する。しかし彼らは、核兵器廃絶に向けた長

い道のりにおいて、いくつかの措置を取る。すなわち、新しい核兵器の開発を中止する。アメリカとロシアの弾道ミサイルの即時警戒態勢を解除するべくロシアと協力する。米口の核兵器及び物質の備蓄の大幅な削減を目指す。米口の中距離ミサイルに関する禁止を拡大する目標を設定する。」

以上から窺われる大統領就任時点におけるオバマの核問題に関する認識・思想の特徴としては、次の諸点にまとめることが可能だろう。

まず、オバマがもっとも重視していたのは、キッシンジャー等と同じく、核テロリズムを押さえ込むことであったことだ。アジェンダにおける項目の掲載順序だけからでも、核兵器廃絶そのものがオバマにおいて当初から最優先テーマになっていると判断することは困難である。

次に、オバマは確かにNPT強化に強い関心を持っている。しかし、その関心は、核不拡散に重点があり、核兵器国自らの核兵器廃絶に向けた取り組みの重要性を認識していることを窺わせる記述は見あたらない。

第三に、「核兵器のない世界というゴールを設定」していることは確かであるが、「核兵器が存在する限り強力な抑止力を維持する」と明言している点の方に力点が置かれているという印象を免れない。この認識表明には重大な意味があると思われる。核兵器廃絶への国際的な取り組みは、アメリカ（及びロシア）が目の色を変えて取り組まない限り本格的に推進される可能性は極めて乏しい。「核兵器が存在する限り」とする認識表明自体、オバマが核兵器廃絶を中心課題と据えているとは見られないことを窺わせるのである。そのことを前提にして「核兵器廃絶に向けた長い道のり」という認識表明が続いている。

(3) プラハ演説

まず、オバマ大統領のプラハ演説の主要部分を整理して示しておく。

「多数の核兵器の存在は冷戦のもっとも危険な遺産である。」

「核戦争はアメリカとソ連の間では戦われなかった。しかし幾世代もの人々が、たった一つの閃光で彼らの世界が消し去られるという認識とともに生きてきた。」

「歴史の奇妙な展開で、地球的な核戦争の脅威はなくなりつつあるが、核攻撃のリスクは高まっている。これらの兵器を獲得した国は増えた。核実験は続いてきた。核の秘密や核物質の闇市場はあふれている。核爆弾を製造する技術は拡散している。テロリストはそ

れを購入し、製造し、盗もうと決意している。こうした危険を押さえ込もうとする我々の努力は地球的な不拡散体制に集中している。」

「20世紀に自由のために立ち上がったように、21世紀においては、すべての場所における人々が恐怖から自由に生きる権利のために、我々は共に立たなければならない。核兵器国として、核兵器を使用した唯一の核兵器国として、アメリカは行動する道義的責任がある。」

「だから今日私は、核兵器のない世界の平和と安全を求めるというアメリカの誓約を明確かつ確信を持って述べる。私はナイーブではない。この目標への到達は容易ではない。たぶん私が生きている間ではないだろう。忍耐と辛抱が必要だ。しかし今、世界は変えることができないと我々に告げる声を無視しなければならない。我々は、「イエス、ウィーキャン」と主張しなければならない。」

「アメリカは核兵器のない世界へ向けて具体的な措置をとる。冷戦思考を終わらせるために、我が国家安全保障戦略における核兵器の役割を引き下げる…。誤解しないように。これら兵器が存続する限り、アメリカは、どんな敵をも抑止するために、安全で、確かな効果的兵器庫を維持する。そしてすべての同盟国を…防衛することを保証する。しかし、我々は兵器庫を削減する仕事を始める。」

「最後に、テロリストが核兵器を絶対に手に入れないようにしなければならない。これは、世界の安全に対するもっとも直接的かつ極端な脅威だ。一人のテロリストが一発の核兵器を持てば、大量の破壊を引き起こす。アル・カイダは爆弾を追求すると言っており、それを使うことにはためらいがない。地球上には安全でない核物質があることを知っている。人々を守るため、我々は遅滞なく目的意識を持って行動しなければならない。」

プラハ演説がアジェンダとの対比において明らかに特徴があることは次の4点である。そのほかの点では、両者の認識・立場は多くの点で重複している。

第一、オバマの世界を滅亡させる核戦争に関する認識には、核兵器を「冷戦のもっとも危険な遺産」と極めて否定的に位置づけていること、「たった一つの閃光で世界が消し去られるという認識」という表現に見られるとおり、真摯なものがあるということだ。彼の核兵器廃絶を強調する姿勢が真剣な認識及び意図に出ていることを疑うべき理由はない。このような認識はアジェンダには表明されていなかった。

第二、アジェンダにはなくプラハ演説ではじめて現

れたのは、つとに指摘があるように、オバマが「核兵器を使用した唯一の核兵器国として、アメリカは行動する道義的責任がある」と述べたことだ。確かに「道義的責任」という発言は歴代大統領が口にすることがないものだ。

しかし、全体の文脈で捉えるとき、それが、「核兵器を使った唯一の国として」、「核兵器のない世界」実現のために努力する「道義的責任」があることを明言⁽³⁰⁾したものであると捉えることには無理がある。厳密に言えば、オバマが「行動する道義的責任」と言った時、そこには「何について」「どのように」「どこまで」行動するのかを示していない。

この点に関して最も重要なポイントは、オバマが、アメリカによる広島及び長崎に対する原爆投下は“人類に対して絶対に行ってはならなかった、したがって二度と繰り返してはならない誤りだった”ことを認めたわけではないということだ。原爆投下が人類に対して犯された、二度とあってはならない誤りであることを承認しない立場からは、場合によっては再び核兵器を使用することを正当化する論理が導き出される可能性がある。

しかもプラハ演説では、オバマは明確に「自分の生きている間に核兵器は無くならないだろう」、「核兵器が存在する限り、核抑止力を維持する」という発言もしていることも見過ごすことはできない。つまり、オバマは核抑止論の影響からいまだまったく自由になっているわけではない、と言わざるを得ない。つまり、原爆投下した国家として行動する「道義的責任」を承認することは、その犯罪性（反人道性・反国際法性）を承認することとは直ちに同義ではない。仮に同義であるとすれば、「（核）兵器庫を維持する」というオバマの発言が出てくる道理を説明することはできない。

結論としては、プラハ演説は、核兵器廃絶に関するオバマの認識の深まりを窺わせるが、核抑止戦略を優先する点において、アジェンダで示された認識・思想を超えていない。このような慎重な姿勢の背景には、後述するペリー報告の強固な核抑止論の強い影響があると考えられる。ペリー報告に盛り込まれた多くの知見は、プラハ演説の起草に当たって重視された可能性は高い。

第三、核テロリズムに関する位置づけの変化である。核テロリズムは、アジェンダでは冒頭に取り上げられており、あたかも中心的位置を占めていたが、プラハ演説では最重要課題という位置づけからは明らかに後退しており、具体的施策の一部として取り上げられて

いる。この位置づけの変化の背景を理解する上でも、後述するペリー報告の影響を考えないわけにはいかない。この報告に盛り込まれている核テロリズムに対する対応可能性に関する楽観的判断（後述）が、プラハ演説を準備する過程であらかじめオバマに提供されていた可能性は高い。

つまり、核テロリズムの問題に関しては、オバマは明らかにキッシンジャー等の提言に示された、したがってアジェンダにも反映された危機感あふれた認識から、ペリー報告で示される楽観的認識へと柔軟に自らの認識を変化させていることを窺うことができる。しかし、核テロリズムへの対応が最重要課題でなくなる場合、キッシンジャー等の提言における核兵器廃絶の主張の最大の根拠も失われるということだ。

第四、NPT体制に関するオバマの認識の変化である。アジェンダでは核拡散防止の必要性のみが強調されたが、プラハ演説においては、拡散防止を強調するとともに、非核兵器国の原子力平和利用の権利を尊重する発言にも踏み込んでいる（その関わりで、イランの原子力平和利用の権利についても柔軟な発言をしていることは注目すべき点である）。ここでも、核兵器問題に対する総合的アプローチの必要性を繰り返し強調し、拡散防止へのきめ細かい対応の必要性を指摘している。ペリー報告の色濃い影響を読みとることはむずかしいことではない。

（４）ペリー報告

ペリー報告は、冷戦の終結以来、三つの深刻な挑戦が台頭したとする。そのうちの二つは核拡散と核テロリズムであり、冷戦期に既に存在していたが、過去20年間に於いて新たに顕著になったとされる。今ひとつは戦略環境の予見困難性という新しい挑戦である。

核拡散は、冷戦期には、米ソによる拡大抑止及び創出された不拡散体制によって押さえ込まれていたが、冷戦終結以来、特に「アメリカに反対する好戦国（belligerent states）⁽³¹⁾」が「隣国を威圧するため、またはアメリカもしくは国際的有志連合がこれらの国々を保護することを阻止するために核の脅威を使うことができるようになる⁽³²⁾」点でとりわけ問題であるとされる。

また、核テロリズムに関しては、その由来は核時代の到来に伴う古い起源があるとしながら、特にビン・ラディンが核兵器獲得を「神聖な義務」と公言した過去10年間で突出してきたとする。そして核抑止は、テロリストを支援する国家に対してはある程度の効き目

が期待できるが、テロリストには効果がないという、クリントン政権当時の判断を示している（したがってブッシュ政権の強引な主張を実質的に否定している⁽³³⁾）。

問題は、新しい挑戦とされる「戦略環境の予見困難性」において何が意味されているかということだ。ペリー報告はまず次のように述べる。

「ロシア及び中国の将来における国際的役割には深刻な不確実性がある。両国は、「責任ある利害関係者」として台頭するのか。それとも秩序に対する挑戦者としてなのか。

核兵器及びミサイルで武装する様々な「台頭国家（“rising powers”）」に関する不確実性もある。」⁽³⁴⁾

この後、ペリー報告は、クリントン政権及びブッシュ政権の下で、これらの三つの挑戦に対するそれぞれの対応が行われてきたとして、1994年NPRと2001年NPRについての簡単な紹介を行った上で、2009年に登場したオバマ政権にとっては、どのような挑戦と機会があるかという観点から5つの要素（核テロリズム、核拡散、「拡大抑止政策・計画を適応させることに伴う挑戦」、中国、ロシア）が突出していると指摘する。⁽³⁵⁾

「戦略環境の予見困難性」としての中国及びロシアに関するペリー報告の記述に立ち入る前に、日本とかかわりを有すると見られる記述について触れておく。

まず核拡散による脅威について、「現在の挑戦に対処できないならば、自前の核抑止力が必要だと結論づける国が更に現れるという転換点に直面しかねない」という叙述が目につく。これは、明らかに日本などにおける核武装論などを念頭に置いた危機感の表明と見るべきである。⁽³⁶⁾

また、「拡大抑止政策・計画を適応させることに伴う挑戦」を扱う箇所では、次の記述が目される。

「欧州における拡大抑止の必要性は、ロシアとの関係が変化しつつあること、ロシアの軍事的圧力に極めて脆弱であると考ええる同盟国の存在、中東からの核の脅威の増大を認識する他の国々によって増大している。北朝鮮が核の敷居を越え、中国が戦略戦力を現代化しているので、アジアにおける拡大抑止の必要性も増大している。（強調は筆者）」⁽³⁷⁾

こういう情勢に対してアメリカが有効に対応しないと深刻な反動が生まれる、というのがペリー委員会の判断である。そして、明らかに日本などの核武装論を意識した次の文章が現れる。

「北東アジア及び中東における核武装の可能性のある国をざっと見ても、そういう国々の多くは、アメリカの友好国や同盟国ですらある。こうした友好国及び

同盟国が核兵器を追求すると決定することは、アメリカの利益に対する深刻な打撃となるだろう。」⁽³⁸⁾

「戦略環境の予見困難性」として、ペリー報告はまず中国を取り上げている。ここでは、台湾問題を除けば中国との戦争のリスクは小さいと判断しつつも、「力が増大するに伴う中国の戦略的意図については底が見えない不確実性があり、こうした軍事的リスクを管理する必要がある」という警戒感を表明している。そして、中国の台頭しつつある挑戦に関する位置づけは、「大まかに言ってロシアからの挑戦と類似している」⁽⁴⁰⁾と結論づけている。

ロシアに関する分析は2頁以上にわたって展開されるが、核関連に限れば次の指摘が目につく。⁽⁴¹⁾

○「ロシアは、アメリカの同盟国を含む隣国に圧力をかけようと核の脅威を試みており、この問題には、アメリカの核戦略・能力が引き続き有効である。」

○ロシアが戦略的現代化計画を推進していること

○「ロシアの軍事指導者は、通常兵力における弱さを補うために、非戦略的核戦力（特に戦場における戦術使用を目的とした兵器）に力を入れている。」

以上の新旧3種類の戦略環境における挑戦を受けて、ペリー報告は、「アメリカはかなり先の将来（the indefinite future）にわたって抑止力を維持する必要があるだろう。結局、このレビューが示すとおり、多くの抑止上の挑戦が残っている。明らかに冷戦時ほどに厳しくはないが、これらの挑戦が今後数年間で消えてしまうとか、悪化することはあり得ないとする理由はない。」⁽⁴²⁾という結論を引き出している。

そして、以上の分析を前提として、ペリー委員長は報告の序文で次のように、核兵器廃絶の条件は今日存在していない、と明確に述べるのだ。

「過去20年間で、アメリカの安全保障環境は、かなり全般的に改善した。しかし、核テロリズム及び核拡散の危険性増大という脅威による挑戦が現れた。オバマ大統領は、核兵器の世界的廃絶のために行動すると誓約したが、廃絶が現実になるまでは安全で確実な信頼性のある抑止力を維持すると誓約している。核兵器を世界的に廃絶することを可能にする条件は今日存在しておらず、その条件を創造するには世界政治秩序の根本的変質を必要とする。」

それでは、ペリー報告が打ち出す核態勢の典型的な基準とは何か。報告は、アメリカの長年にわたる核政策において確認されてきた要素として、核兵器が特殊な兵器であること、抑止用であってその使用は最後の手段としてのみであること、⁽⁴³⁾アメリカの核戦力の他

国に対する優越性確保、基幹同盟国に対する安全保障上の誓約支持、核戦力の三本柱の有効性、核兵器不使用の伝統の肯定的確認などを挙げ、核兵器の主要な機能である抑止は数十年間変化していないことを確認する。⁽⁴⁴⁾その上で、これからの時代の核抑止力の典型的な基準として、同盟国に対して拡大抑止を保証することが際だって強調されるのである。⁽⁴⁵⁾ここにペリー報告のもっとも重要な特徴があると思われる。⁽⁴⁶⁾

ちなみに、拡大抑止のほかにペリー報告が挙げるこれからの核抑止力の基準をなす要素としては、核兵器の領域でロシアと中国がアメリカと競う気持ちを起こさせないようにするような核戦力構成を心がけるという意味での「思いとどませ」⁽⁴⁷⁾（dissuasion）、そして、数十年の期間で安全保障環境ないし地政学的急変が起る場合に備えるという意味での「保険」⁽⁴⁸⁾（hedge）がある。

ここでは特に拡大核抑止について、ペリー報告が具体的に何を考えているのかを詳しく見ておくこととする。⁽⁴⁹⁾

「一つの決定的な要素は拡大抑止であり、これがアメリカの同盟国及びパートナーに提供する保証である。…これら諸国に対する保証は現在の安全保障環境におけるアメリカの最優先課題であり、ロシア、中国及び拡散と結び付いた、拡大抑止にとっての新しい重要な挑戦である。」

つまり、前にも見たように、拡大核抑止は、クリントン政権及びブッシュ政権においても確認されていた核抑止政策の重要な構成要素だったのだが、ペリー報告においては、新しい安全保障環境を踏まえ、そして前述したように、アメリカの同盟国が核武装に走る危険性を阻止するためにも、核抑止政策の中心を占めるまでにいたっているのである。当然のことながら、日本に対する「核の傘」もそういう意味合いで位置付けられているのだ。

以上の文章に続いて更に次の記述があることも注目しなければならない。

「同盟国の中には、主要大国間の核兵力の中心的バランスにおける安定性以上のものは必要がないと考えているものもいるが、他の同盟国の中には、特定のアメリカの核能力によってのみ自国の需要が満たされると考えているものもいる。…特に重要な同盟国は、アメリカの拡大抑止の信頼性は、広範囲の標的を危険な状態に置き、状況に応じて可視的であるかステルス性であるかを選べる方式で兵力を展開する特別の能力に依存していると、私的に（ペリー）委員会に対して主張した。⁽⁵⁰⁾」

そのため報告は、「他国に対する拡大的な保証及び抑止を満たすためには、自国防衛のためだけであれば不可欠ではないような数及びタイプの核兵器を維持する義務がアメリカに課せられることになり得る」⁽⁵¹⁾とまで述べるのである。なお、アメリカの対同盟国配慮⁽⁵²⁾（?）は、「同盟国に対する保証の一環として、アメリカは、ロシアとの間の戦略的均衡を放棄すべきではない」という表現で、米口の核戦力水準のあり方にまで及んでいる。また、「思いとどませ」の中での言及として、「アメリカ（及びロシア）は、中国がアメリカとの戦略的均衡またはアジア戦域で戦略的優位の態勢を達成しようという誘惑に駆られないようにするための十分な核戦力を保持するべきである」⁽⁵³⁾という認識も表明されている。ペリー報告の根底を流れている発想は核軍縮ましてや核兵器廃絶などではあり得ず、せいぜい微温的な核軍備管理であることが確認されると言うべきであろう。

ペリー報告は、以上のように核抑止力の今日的な意味合いを広義において捉えた上で、ではアメリカは如何なる核戦力を設計する必要があるか、と問題提起する。⁽⁵⁴⁾

報告は、今日の安全保障環境が冷戦時代より複雑かつ流動的であるので、冷戦期のような核戦力のみに依拠した単純なアプローチによることはできず、アメリカとしては核・非核の軍事的選択肢を必要とするし、抑止機能が働くようにするためには抑止対象国の戦略思考を洞察できるようになることが不可欠である、と述べる。しかし、如何に慎重に評価を試みても「抑止は不確実である」⁽⁵⁵⁾、というのが報告の結論となっている。

そして、抑止が不確実性を免れず、信頼できないとすれば、戦争の際の攻撃者による損害を制限できるようにするための戦略的兵力を用意しなければならないという認識が導かれ、「損害の限定は、ミサイル防衛を含む積極防衛のみならず、アメリカまたは同盟国に対してまだ発射されていない戦力を攻撃する能力によって達成される」⁽⁵⁶⁾という表現で、先制攻撃の余地を残している。

それでは、アメリカが必要とする核戦力はどの程度の規模のものなのか。ペリー委員会は「適正規模の具体的な数量を示す」⁽⁵⁷⁾ように求められたが、数量というのは多くの変数の関数だから答えを出すことはできないと退けている。ただし、大統領が具体的決定を行うに当たって依るべき基準として、報告は、標的の選定と並んで「同盟国に保証を与えるために必要な同盟国との緊密な協議」⁽⁵⁸⁾を挙げていることが特に注目される。

報告は、具体的目安を与えてはいる。つまり、アメ

リカの（核）戦力の規模は、圧倒的にロシアによって動かされるという。その理由としては、ロシアを敵と見なすからではなく、同盟国の中にロシアを潜在的脅威と見なしているものがあること及びアメリカを破壊する能力を保持していることによると説明している。さらに報告は、地域的核国家やテロリストによる攻撃に対する抑止として必要とされる必要量は、中国に対するものも含めて比較的小さなもので十分だとしている。⁽⁵⁹⁾

なお拡大核抑止との関連で非戦略核兵器を維持すべきかどうかという点に関して、ペリー報告が重大な指摘を行っていることに注目する必要がある。それは日本を含むアジアの同盟国に対する拡大抑止に係わる巡航ミサイルの扱いだ。報告は次のように述べる。

「アジアにおける拡大抑止は、ロス・アンジェルス級攻撃型潜水艦搭載の巡航ミサイル、つまりトマホーク対陸地攻撃核ミサイル（TLAM/N）の配備に大きく依存している。この能力は、それを維持する措置が取られないと、2013年には退役する。…アジアの同盟国の中には、TLAM/N退役に重大な関心を持つものがあることが、委員会の仕事の中で明らかになった。」⁽⁶⁰⁾

ペリー報告は、さらに、公式政策、軍備管理、不拡散、包括的核実験禁止条約（CTBT。委員会の議論を集約できず、両論併記に終わる）などについて言及しているが、以下においては、本稿と係わる部分に限って内容を紹介するにとどめる。

まず公式政策の項目で注目されるのは、「潜在的な攻撃国が、アメリカはその選ぶとき及び方式によって圧倒的手段で即応する可能性を考えざるを得ないようにしなければならない」ようにするための「計算された曖昧性」（calculated ambiguity）を保持する必要性を強調していることだ。その関連では、先制不使用政策は、「同盟国にとっては動揺を生みかねないし、生物兵器による攻撃を抑止するために核兵器が潜在的に貢献することを損なう」ので不適当だとしている。⁽⁶¹⁾

軍備管理の項目でペリー報告が明確に述べているのは、「軍備管理プロセスは軍縮とは同義ではないことを明記することが不可欠だ。…数量がポイントではなく、安定性、安全性、検証及び遵守がポイントだ」と釘を刺していることである。この点は、ともすれば、軍備管理を軍縮と混同しやすい日本国内の議論のあり方に対する客観的な牽制球ともなっている。

そして、広義の軍備管理戦略を成功裏に進めていく上で必要なことの第一として、戦略対話プロセスをもっと活発にすることが強調されているが、そこに特に日本が名指しされて、次の記述がある。

「特に今は、日本政府の願望によって制限されてきた核問題に関する日本とのより大規模な対話を確立するときだ。日本とのそのような対話は、拡大抑止の信頼性をも向上するだろう。」⁽⁶³⁾

ちなみに、このペリー報告で押し出された日米核対話の提言に関しては、既に具体化への動きが報道されている。すなわち、「日米両政府が（7月）18日、外交、防衛当局の局長級による日米安全保障高級事務レベル協議（SSC）を外務省で開き、アメリカが日本に提供する「核の傘」を含む抑止力のあり方について、定期的な公式協議を新たに始める方向で一致した」との報道が行われているのだ。⁽⁶⁴⁾

核テロリズムへの対処の問題は、不拡散の項目の一部として扱われている。そこでは、「核テロリズムを防ぐ最も確実な方法は、テロリストが核兵器または分裂性物質を取得できないようにすることだ。…世界のもっとも脆弱な核施設を閉鎖し、安全にするキャンペーンを加速することは、国家的最優先課題である。…一つの見積もりに依れば、50億ドルの投資によって、世界中の攻撃されやすい施設のすべての分裂性物質を除去し、安全にすることができるという。」とする、極めて楽観的な見解が打ち出されている。緊急性は高いが制御不能なたぐいの問題ではないという認識は、既に述べたように、オバマのプラハ演説にも反映され、2009年7月8日から10日にかけてイタリアのラクイラで開催されたG8首脳会合でも確認されている。⁽⁶⁵⁾

ペリー報告は本文が107頁に及ぶ長文であるので、内容をこれ以上詳しくは紹介できないが、最後に結尾語の中の主要点を紹介しておきたい。⁽⁶⁷⁾

一つは、核テロリズムを含めた核の将来に対する楽観的認識が次のように強調されていることだ。

「アメリカ及び国際的パートナーが核の危険に対処し、減少させることに成功したことにより、将来に対してはより希望が持てる。今後10年あるいは20年の間に核の危険はさらに低下する可能性がある。テロリストによる（核）物質、技術及び専門知識に対するアクセスを取り締まる強力な協力的措置により、核テロリズムのリスクを減らすことができる。」

また、そういう楽観的結論を導くものとして、ペリー報告は、特に核の危険に対して効果的な抑止で対抗するとともに、可能なときには、軍備管理と不拡散という追加的な政治的手段によってその危険を減少させてきたとする認識を表明する。報告によれば、それはアメリカの戦略的伝統の有効性によるものだとされている。

さらに報告は、核抑止と軍備管理・不拡散とは相互

補完的な関係にあるという認識を改めて確認している。その例として報告は、ことさらに拡大核抑止を引き合いに出して次のように述べている。日本などに対する牽制的意図を明らかに読み取ることができるものである。

「拡大抑止は、アメリカの同盟国及び友好国に対して、安全であるために自らの独自の核抑止力を作り出す必要はないことを保証することによって不拡散を強化する。また、不拡散体制は、危険な国家に対する強制行動を認める政治的条件の創造に役立つ。」

さらにまた報告は、今日においては核抑止を強調しすぎる必要はないが、その決定的な役割に関する認識をアメリカにおいて回復する必要がある、と指摘している。続いて報告は、「1945年以来核兵器が使用されたことがないという事実はすごいことだ。核兵器の使用に反対する伝統が根づいた。アメリカは、この伝統を維持するために努力しなければならないし、他のすべての核武装国にも遵守するように主張しなければならない。（中略）将来核兵器が使われるようなことがあれば、世界秩序における大惨事的变化の始まりとなるだろう。…不使用の伝統を保全することは明らかに絶対的に必要なことだ。」と、抑止の考え方を前提にした核兵器の不使用（核兵器廃絶ではない！）の重要性を強調する文章で終わっている。つまり、核抑止が機能したからこそ核戦争は防止できてきたのであり、そういう核抑止の営んできた「決定的な役割」を改めて認識し直す必要があるというのがペリー報告の最終的結論である。

〔注〕

- （1）アインシュタインのルーズベルト大統領宛の1939年8月2日付の書簡に端を発するいわゆるマンハッタン計画を理解する上では、山際晃・立花誠逸編『資料 マンハッタン計画』（大月書店。1993年）が便利である。
- （2）前掲書、p.340
- （3）たとえば、V.ブッシュ及びJ.B.コナントが陸軍長官に宛てた1944年9月30日付書簡。『マンハッタン計画』p.348
- （4）核戦略の展開を扱ったLawrence Freedman, “The Evolution of Nuclear Strategy” (MACMILLAN, 1981) は、アメリカを中心とする核兵器保有国における核抑止戦略理論の歴史的展開を丹念に分析したものとして、今日なお有用な文献であるが、1950年代以後に核戦略理論の模索が活発になった要因の一つとして、早い段階から「放射性降下物の長期的な後作用」に人々の関心が向けられていたことを指摘しているのは興味深いことである。同書、p.93参照。

- （5）松山健二「米国の戦略核運用政策の変遷と現状」（国立国会図書館調査及び立法考査局『レファレンス』2009年1月号所掲）
- （6）前掲Freedman書、p.99
- （7）前掲松山論文
- （8）同上
- （9）McNamara, Excerpted from Department of State Bulletin, October 9, 1967. Edward Haley & Jack Merritt eds, “Nuclear Strategy, Arms Control, and the Future” (WESTVIEW PRESS, 1988) p.82
- （10）McNamara, Excerpted from Department of State Bulletin, July 9, 1962. 前掲Haley & Merritt書p.81
- （11）Schlesinger, Excerpted from Press Conference of U.S. Secretary of Defense, January 10, 1974. 前掲Haley & Merritt書p.106
- （12）1995年NSS。1997年QDRにおいてもほぼ同文の記述が現れている。
- （13）1998年NSSでの「国家中心の脅威」という時に名指しされているのは、イラク、イラン、北朝鮮といった「ならず者国家」であり、後にペリー報告で復活することになるロシア、中国ではなかった。
- （14）1998年NSS
- （15）大陸間弾道弾（ICBM）、潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）及び戦略爆撃機から構成される戦略核戦力のこと
- （16）Freedman前掲書、p.290
- （17）注（13）参照
- （18）1995年年次国防報告に基づく1994年NPR
- （19）2009年7月19日付朝日新聞は、日米の外務・防衛当局の局長による日米安全保障高級事務レベル会合が18日に外務省で開かれ、米側が「核の傘提供に揺るぎはないことを表明したと見られる」と報道している。
- （20）2001年QDR序文
- （21）本文でも指摘するように、2007年WSJ以後、オバマ政権においても公式文献においては「ならず者国家」という決めつけ的表現が控えられるようになるが、アメリカのメディアにおいては相変わらず「ならず者国家」という表現が日常的に使用されている。
- （22）2001年NPRに対するラムズフェルド国防長官序文
- （23）2009年5月19日に、オバマ大統領は、キッシンジャーなど4氏をホワイトハウスに招いて歓談した。会談後、オバマは記者団に対し、「4氏の主張がプラハでの演説で示したオバマ政権の政策のきっかけになったと指摘」したという（同年5月21日付『しんぶん赤旗』）。
- （24）2009年6月4日付ワシントン発の共同電は、「カートライト米統合参謀本部副議長は（6月）4日、ワシントン市内の

シンクタンクで講演し、…来年（2010年）2月にまとめる「4年ごとの国防戦略見直し（QDR）」に新たな戦略を盛り込む考えを示した。」旨、また、同年4月24日付産経ニュースは、「米国防総省は（4月）23日、米軍の組織、戦略に関する「4年ごとの国防戦略見直し」（QDR）と、向こう5～10年の核戦略の指針となる「核戦略見直し」（NPR）の作成作業に着手したことを明らかにした。…来年初めに議会へ提出される予定だ。」旨報じている。

- (25) ペリー報告の正式タイトルは“America’s Strategic Posture”
- (26) 2007年WSJは、テロリストを軍事的な「脅威」とする決めつけを行うことを避けている。テロリズムの「犯罪」としての本質を踏まえれば当然であるが、2007年WSJの冷静さを示すものではある。
- (27) 2007年WSJが「ならず者国家」という感情的な表現をあえて用いていないことにも留意する必要があるだろう。ここでは、「新核国家」（new nuclear states）という表現が使われている。
- (28) 本稿執筆時点（2009年10月）においては、ホワイトハウスのウェブサイトには「課題」（issues）という題目のもとに23項目の政策が掲げられており、その項目の一つとして「国防」が含まれているが、そこには核政策に関する言及はない。
- (29) ここにおいても「ならず者国家」という表現は注意深く避けられていることを確認することができる。プラハ演説においても「ならず者国家」への言及はない。
- (30) 2009年8月6日の広島市平和宣言
- (31) ペリー報告でも「ならず者国家」という表現はもはや用いられていない。
- (32) 前掲書、p.7
- (33) 前掲書、pp.7-8
- (34) 前掲書、p.8
- (35) 前掲書、pp.9-13
- (36) 前掲書、p.9
- (37) 前掲書、p.10
- (38) 前掲書、同頁。ペリー報告のこの記述の背景を物語るのは、2009年6月3日付けの琉球新報に掲載されていた共同通信の配信連載記事「核なき世界 人類の岐路 喜べない被爆国①」（太田昌克編集委員署名）の次の叙述である。
- 「2008年9月の首都ワシントン。元国防長官ウィリアム・ペリーら各専門家を前に、日本政府高官が語気を強めた。
- 「日本が核拡散防止条約（NPT）に加盟したのは米国の核抑止力があったからだ。だから抑止の前提が崩れれば、日本は政策の根本を見直さざるを得ない。」
- 言葉の裏には、NPT加盟で核保有の道を閉ざされた日本

を守る「核の傘」が弱体化すれば、独自核武装もあり得ない選択肢ではないとの“脅し”が込められていた。

米議会が設置した超党派の「戦略態勢委員会」を率いるペリーは、新たな核政策を米政府に提言するに当たり、米国の核の傘に長年頼ってきた日本政府からも非公開で要望を聞いた。…

核の傘は絶対に降ろすな。核開発にまい進する北朝鮮が生物・化学兵器で攻撃しても、核で報復する選択肢を堅持してほしい。中国の核軍拡に対し核抑止力維持は不可欠。さもなければ独自核武装も…。これが日本のメッセージだった。」

- (39) 前掲書、同頁
- (40) 前掲書、p.11
- (41) 前掲書、p.12
- (42) 前掲書、p.13
- (43) ここでは、ブッシュ政権が打ち出した先制使用の概念は葬り去られているという印象を与えるが、本文に指摘するように、ペリー報告が先制攻撃の余地を残していることは忘れるべきではないだろう。
- (44) ここでは、ブッシュ政権の打ち出した「新三本柱」に代わって伝統的な三本柱概念が復活している。ただし、これも本文で指摘するように、ペリー報告における抑止戦力には核・非核の両戦力が含まれている点で、2001年NPRで打ち出された新三本柱との思想的つながりがあるかどうかについては、ペリー報告だけでは判然としない。
- (45) 前掲ペリー書、p.20
- (46) 前掲書、同頁
- (47) 前掲書、p.21
- (48) 前掲書、p.22。「思いとどまらせ」という要素は、1994年NPR及び2001年NPRにおいても顔を出していた（ペリー報告pp.8-9参照）
- (49) 前掲書、p.20
- (50) 前掲書、pp.20-21。この記述の中で挙げられている「特に重要な同盟国」とは、注（35）の共同通信記事末尾に記しても、日本政府を指している可能性は大きいだろう。
- (51) 前掲書、p.21
- (52) 前掲書、同頁
- (53) 前掲書、p.22
- (54) 前掲書、同頁
- (55) 前掲書、p.23
- (56) 前掲書、同頁
- (57) 前掲書、同頁
- (58) 前掲書、p.24
- (59) 前掲書、同頁
- (60) 前掲書、p.26。2009年10月2日付長崎新聞に掲載された共

同通信記事は、「アジアの同盟国」とは「日本」だと、ペリー報告に深くかかわったJ.シュレジンジャーが指摘したと伝えている。

- (61) 前掲書、p.36
- (62) 前掲書、P.66。オバマ政権は、2009年10月15日に国連総会第1委員会（軍縮・安全保障）で「2012年までに核兵器保有量を01年比で半減させる」と発言したことが国内では大きく報道された（同年10月17日付朝日新聞）が、その実質的意味は、「核なき世界」へ向けての動きと捉えるよりは、ペリー報告が強調する軍備管理としての性格が強いことを見極めることが必要と思われる。
- (63) 前掲書、p.70
- (64) 2009年7月19日付中国新聞夕刊（共同通信記事）。その後、日本で政権交代が起こり、日米協議はストップした状態になっているが、民主党政権の対応を注目する必要がある。
- (65) 前掲ペリー書、p.77
- (66) 不拡散に関するラクイラ声明 パラ13（核セキュリティ）
- (67) 前掲ペリー書、pp.93-95

